

介護職員処遇改善及び介護職員等特定処遇改善加算

算定に関する取り組みについて

●算定状況

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算ともに加算（Ⅰ）

●職場環境要件について

資質の向上	<ul style="list-style-type: none">・介護福祉士取得に向けての実務者研修、介護支援専門員取得のための支援、喀痰吸引研修、認知症実践者研修及びリーダー研修の支援（費用等）・専門職で構成される委員会での技能、技術習得・キャリアごとに対象職員を選抜し将来の主任、副主任、リーダーを育成するために外部講師による育成を実施
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">・新人職員の早期離職防止のためにエルダー・メンター（新人指導担当者）制度を導入し、施設内指導の他にインターバルを置いて合同での新人職員研修を実施・雇用管理改善のために、社会保険労務士による労働法、安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修を実施・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のために、リフト浴、超低床ベッド（電動ベッド）、マッスルスーツ、移乗用リフト、スライディングボード等を使用・子育てとの両立を目指す職員のために育児休業制度を充実させ、育児休業が3歳まで取得可能・毎日の職場内ミーティングや定期的な会議を通して情報共有を図っている。毎月、社内報を発行し法人全体での情報共有も図っている。・事故、トラブルへの対応マニュアル等を作成し責任の所在を明確化している
その他	<ul style="list-style-type: none">・障害を有する職員の勤務シフト、仕事の内容を配慮し働きやすい職場環境に務めている・地域住民との交流（認知症カフェ、夏祭りの開催、出前講座等）地域に開かれた施設を理念としている・非正規職員を対象に正規職員への内部登用試験を実施・基準人員より多くの職員を配置し負担軽減を図っている